

意見書(医師記入)

保育所施設長殿

入所児童氏名

病名「 」

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日 から登園可能と判断します。

年 月 日 医療機関名

医師名

印又はサイン

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快を適に生活できるよう、下記の感染症について意見書のご記入をお願いします。

下記の※印について、必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

○医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)※	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
風しん	発しん出現 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現 1~2 日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性 ^{じかせん} 耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭 ^{いんどう} 結膜炎(プール熱)(アデノウィルス感染症)※	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性 ^{かく} 角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳 ^{せき}	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること、又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	—	医師により感染のおそれがないとみとめられていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満のこどもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること